

○アフガニスタン難民に係る物資協力の実施について

(平成13年10月19日)
閣議決定

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第25条第1項の規定に基づき、アフガニスタン難民に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

(別紙)

日本国政府は、平成13年度において、国際連合難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）に対し、現在、パキスタン・イスラム共和国においてアフガニスタン難民に対し行われているUNHCRの活動に協力するために必要なテント 500張を無償で譲渡する。

説 明

1 アフガニスタンにおいては、紛争が長期にわたる上、本年9月11日に発生した米国同時多発テロに関連する情勢の悪化に伴い、避難を余儀なくされた難民が近隣諸国に流出している。

- 2 このような状況に対し、国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、パキスタン・イスラム共和国等のアフガニスタン近隣諸国において、人道的な国際救援活動を実施している。
- 3 我が国政府としては、既に今月5日、UNHCRの要請に応じテント315張等を無償で譲渡する旨閣議決定の上、実施したところ、今後さらに、UNHCRから我が国政府に対し、パキスタン・イスラム共和国におけるUNHCRの活動に早急に必要なテントの譲渡要請がなされたものである。